

## 米子市家族介護用品助成事業について

### 1 これまでの主な経過

- 「家族介護用品助成事業」（介護保険法第115条の45に規定する地域支援事業における任意事業において実施）については、第6期計画期間より、原則任意事業の対象外とされ、平成26年度に介護用品支給事業を実施していた市町村に限り一定の要件の下で実施することが可能とされている。
- 第9期計画期間においては、本事業について「市町村特別給付及び保健福祉事業等への移行を含めた計画的な事業の廃止・縮小に向けた取組を行うことを実施の要件とすること」とされており、計画期間中に今後の事業の在り方について一定の結論を出す必要がある。
- 本事業については、対象者の要件は極めて限定的でありながらも、現時点で100名弱の利用がある実態等を踏まえ、令和6年度第1回策定委員会（令和6年11月5日開催）において、意見聴取を行った。（別紙1参照）

（委員からの主な意見）

- ・保険料充当の妥当性について考慮し、どの程度の需要があるのかも含めて検討していく必要があるのではないか。
- ・議論にあたっては、予算規模の提示が必要であり、財源が不足すると見込まれる場合は、選択と集中により、本事業の内容を変更するなどの検討が必要ではないか。
- ・どちらの財源に移行する場合においても、現状のニーズ等に合ったより適正な事業形態を検討していくことが必要ではないか。（アンケート調査の実施等）
- ・既に財源を移行している他市の事例等について情報収集することが望ましい。

### 2 今後の利用者等の見込（推計） ※第9期米子市介護保険事業計画の高齢者人口の将来推計をもとに試算

	R7 (2025年)	R12 (2030年)	R17 (2035年)	R22 (2040年)	R27 (2045年)
助成対象者数（人）	440	468	470	461	458
助成人数（人）	82	87	87	85	84
助成額（円）	4,231,511	4,489,530	4,510,931	4,423,188	4,396,848

### 3 家族介護用品助成事業に関する利用者アンケート調査について

#### （1）調査対象

令和7年度12月1日時点で介護用品助成事業の交付を受けている者

#### （2）調査期間

令和7年12月5日から令和7年12月19日

#### （3）回答結果

回答数46／配布数70（回答率65.7%）

#### （4）回答結果詳細

別紙2「家族介護用品助成事業に関する利用者アンケート結果」のとおり

## 4 他市の状況について

### (1) 近隣他市の状況

自治体名	事業移行の状況	備考
鳥取市	未実施	来年度も任意事業にて実施予定。移行については保健福祉事業への移行を検討中。
倉吉市	未実施	来年度も任意事業にて実施予定。移行については未検討。
境港市	未実施	来年度も任意事業にて実施予定。移行については未検討。
松江市	実施済 (保健福祉事業)	・交付要件は本市の要件に加え、介護者・要介護者が同一世帯であることが条件。 ・交付上限額は 78,000 円／年間 ・事業費の全額にインセンティブ交付金を充当。
出雲市	介護用品助成事業を未実施	

### (2) 事業意向済み自治体の状況

自治体名	概要
横浜市	令和 6 年度に移行済。事業費の財源は全額 1 号保険料。
白井市	令和 6 年度に移行済。事業費の財源は全額 1 号保険料。
丹波市	令和 4 年度に移行済。事業費の財源は全額 1 号保険料。

## 5 令和 7 年度の対応について

○本事業については第 8 期計画期間中に今後の事業の在り方について一定の結論を出す方向で検討を進めていたところだが、令和 7 年度の事業費の見込が地域支援事業の上限額（包括的支援事業及び任意事業を合算して設定されるもの）を超過することから、今年度よりいかの事業に移行する必要性が生じた。

包括的支援事業・任意事業の交付上限額(R7)	292,457,393 円
事業費見込(R7)	296,057,000 円
差引不足見込額	3,599,607 円

○令和 7 年度は既に本事業を実施済であることから、保健福祉事業に移行するとともに、財源となる第 1 号保険料部分については保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を充当する。

（参考）保健福祉事業に移行する理由

「市町村特別給付」に移行した場合、給付事業となることに伴い償還払方式となる。本事業は非課税世帯を対象としていることを踏まえると、償還払い方式への移行は馴染まないと考えられるため。

## 6 論点

- ・保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）は、本来、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組に活用することを目的としていることを考慮すると、引き続き本事業に充当することが妥当か。
- ・保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を充当しない場合、1 号保険料に影響が生じることについてどのように考えるか。
- ・これらの財源論を踏まえ、今後の事業の在り方についてどのように考えるか。